



健康くまもと21推進会議部会運営要領

制定 平成30年3月28日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、健康くまもと21推進会議運営要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき設置する健康くまもと21推進会議部会（以下「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、健康くまもと21推進会議会長が必要と認める、特定の事項、専門的な事項について調査審議を行う。

(会議)

第3条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、その議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 第7条第1項の規定により健康くまもと21推進会議に置く部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 食の安全安心・食育部会
- (2) 歯科保健部会
- (3) がん部会

(検討結果)

第4条 部会長は、健康くまもと21推進会議に部会における検討結果を報告するものとする。

(事務局)

第5条 部会の事務局は、健康福祉局保健衛生部健康づくり推進課に置く。ただし、要綱第2条第1項第5号に掲げる事項の事務局は、健康福祉局保健衛生部食品保健課に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。